

消費税法改正のお知らせ

平成22年4月1日以後

課税事業者を選択した 資本金1千万円以上の法人を設立した皆様へ

消費税法の一部が改正され、平成22年4月1日以後に次の①、②のいずれにも該当する事業者の方は、免税事業者となることや簡易課税制度を適用して申告することが一定期間制限されることとなりました。

①

イ 課税事業者選択届出書を提出し、平成22年4月1日以後開始する課税期間から課税事業者となる場合

ロ 資本金1千万円以上の法人を設立された場合

②

課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に

新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に

調整対象固定資産の課税仕入(※)を行い、かつ、その仕入した日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合

①・②に該当

調整対象固定資産の課税仕入を行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、

- 免税事業者となることはできません
- また、簡易課税制度を適用して申告することもできません
(一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります)

※ 調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取った場合も含まれます。

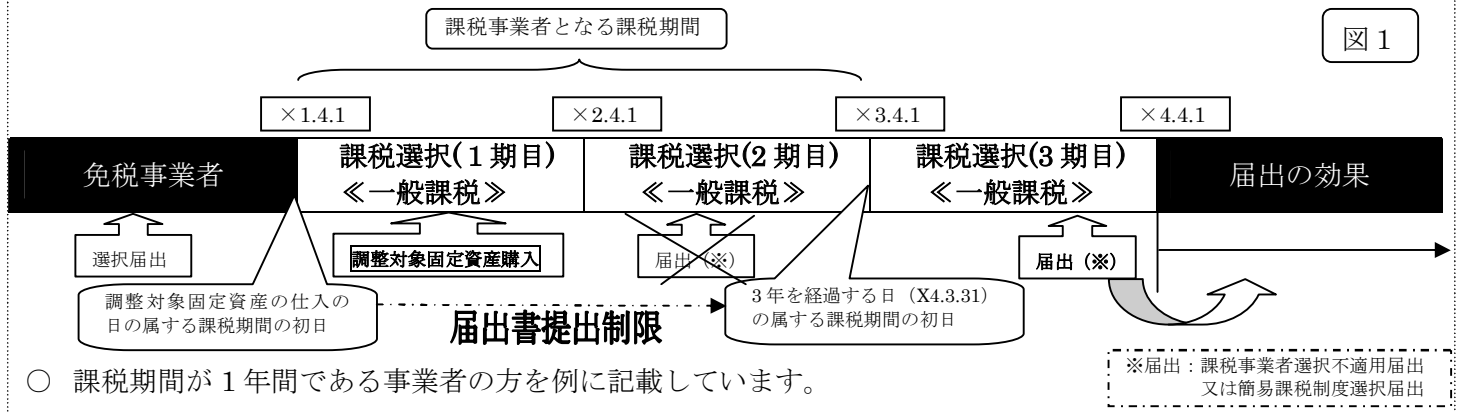
なお、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上のものが該当します。

課税事業者を選択された場合の具体的な適用事例につきましては、裏面をご参照ください。

課税事業者を選択した場合の具体的な適用事例

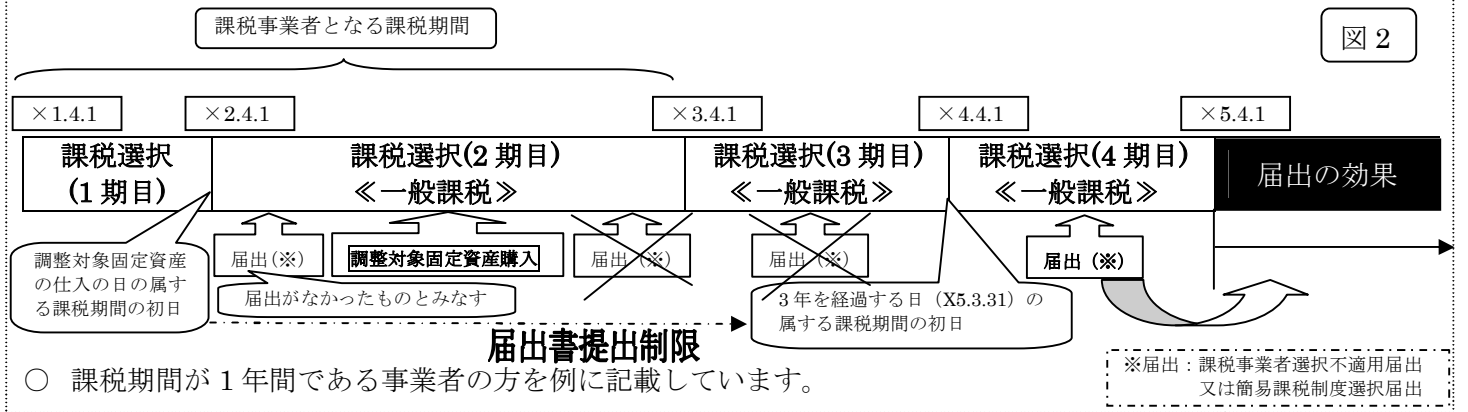
- 課税事業所を選択した事業者が、次のイ～ハのすべてに該当する場合には、ロの課税仕入を行った課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間(図1の3期目)の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書及び簡易課税制度選択届出書は提出できません。したがって、図1のように3年間は一般課税での申告が必要となります。
- イ 課税事業者の選択が強制される期間中(原則として2年間：図1の1期目、2期目中)に、
- ロ 調整対象固定資産の課税仕入を行った場合
- ハ その課税仕入を行った課税期間につき一般課税で申告する場合

課税事業者となった1期目に調整対象固定資産の課税仕入を行った場合



- また、図2のように、課税選択2期目(図2の2期目)に上記イ～ハに該当する場合には、その2期目から上記の特例の対象となります。これらの対象となった場合には、図2のように調整対象固定資産の課税仕入を行う前に、既に課税事業者選択不適用届出書や簡易課税制度選択届出書を提出している場合でも、これらの届出書の提出はなかったものとみなされます。

課税事業者となった2期目に調整対象固定資産の課税仕入を行った場合



● 図1・2の適用関係

- ① 平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者で、かつ、同日以後に開始する課税期間から本改正が適用されます。
※平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した場合でも、その課税期間が事業を開始した課税期間であるときは、その課税期間から課税事業者となることができますが、同日前に開始した課税期間であれば本改正の適用はなく翌課税期間からの適用となります。
- ② 課税選択の1期目が事業を開始した課税期間である場合の簡易課税制度選択届出書の提出については、次の点に留意して下さい。
 - i その課税期間(1期目)から適用を受けようとする場合に提出する届出書であるときは、調整対象固定資産の課税仕入を行った後でも当該届出書を提出できます。従って、当該届出書を提出すれば、上記ハの要件を満たさないため本改正の適用はありません。
 - ii その課税期間(1期目)の翌期(2期目)から適用を受けようとする場合に提出する届出書であるときは、調整対象固定資産の課税仕入を行う前に提出した場合でも、図2と同様に当該届出はなかったものとみなされます。